

平成28年4月1日

関係各位

阿見町総務部管財課

建設工事における中間前金払制度の導入について

阿見町では、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう中間前金払制度を導入しますのでお知らせします。

1. 制度の概要

この制度は、当初の前払いに加え、工期半ばで保証事業会社の保証を条件として契約金額の2割以内を追加して前払いする制度です。

2. 対象工事

契約金額が500万円以上かつ工期が61日以上で前金払を支払っている工事を対象とします。

3. 認定要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 当初の前金払を支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (4) 工事の進捗率（金額ベース）が契約金額の2分の1以上に達していること。

4. 適用年月日

平成28年4月1日以後に公告又は指名・見積通知をした契約から適用します。

5. 申請から請求の流れ

- (1) 中間前金払認定申請書及び工事履行報告書を工事担当課へ提出してください。
- (2) 工事担当課は、3の認定要件の全てに該当するか否かを審査し中間前金払認定（非認定）通知書を10日以内に交付します。

- (3) 認定を受けた受注者は、保証事業会社の発行する「中間前金払保証書」及び「請求書」を工事担当課に提出。
- (4) 工事担当課は、受注者へ速やかに中間前金払を支払う。

○問合わせ先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL : 029-888-1111(代)

FAX : 029-887-9560

E-mail : kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp